

## IFRS-AC(2014年2月)出席報告

みずほ証券株式会社  
企画グループ 経営調査部  
上級研究員  
熊谷五郎

2014年2月24、25日、ロンドンにおいて開催された国際財務報告基準(IFRS)財団・IFRS諮問会議(IFRS-AC) \*の概要につき、以下の通り報告する。

\* 国際会計基準審議会 (IASB) に対して、検討事項やその優先順位をアドバイスするための組織。毎年2月、6月、10月と年3回、ロンドンで開催される。2010年4月以前は基準諮問会議 (SAC) と呼ばれていたが、金融危機を踏まえた組織改革に伴い名称変更した。現在は、委員長1名、副委員長2名、委員43名の46名からなり、先進国、新興国の利害関係者(利用者、作成者、監査人、規制当局)から幅広く委員が選ばれている。また発言権のあるオブザーバーとして、我が国金融庁、欧州委員会、米国SECが出席資格を有している。日本からは、日本証券アナリスト協会を代表して筆者(熊谷)、経団連を代表して株式会社東芝取締役会監査委員会委員長村岡富美雄氏の二名がIFRS-AC委員を務めている。今回は金融庁よりオブザーバーとして、竹中茉莉子企業開示課課長補佐が出席。なお、筆者(熊谷)は、金子誠一アナリスト協会参与・前IFRS-AC委員の後任として2014年1月に就任し、今回が初めての出席である。

記

### 1. 議事一覧

番号	日時	議事
-	2月24日 9:30-10:00	開会
-	同 10:00-10:30	IFRS-ACの戦略に係る主要論点
-	同 10:30-11:30	過去4か月のIFRS-AC活動報告
1	同 10:30-11:30	IASB活動報告
2	同 11:45-13:00	トラスティー活動報告
3	同 14:00-15:15	国際公共部門会計基準審議会(IPSASB)ガバナンス・レビュー
4	同 15:15-16:00	リース・今後の対応
	同 16:15-17:15	

番号	日時	議事
-	2月25日 8:00- 8:45	投資家代表による朝食会
5	同 9:00-10:00	企業報告の将来像：全体会議
5	同 10:00-11:15	企業報告の将来像：分科会
6	同 11:15-12:00	IFRS 教育イニシアチブ - 5 ヶ年計画のアップデート
5	同 13:00-14:00	企業報告の将来像：全体会議（分科会報告）
7	同 14:00-15:15	投資家アウトリーチ戦略
-	同 14:45-15:00	まとめ・閉会

議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/AC-February-2014.aspx>

## 2. 議事概要

### ・開会にあたって

Paul Cherry 前議長の退任と Joanna Perry 新議長の就任(正式就任は 2014 年 4 月 1 日)が報告された。但し、今回は、Perry 氏は欠席のため、共同副議長の Christoph Huetten 氏 (SAP AG Chief Accounting Officer)、Charles Maceck 氏 (前オーストラリア財務報告審議会議長) が、今回の IFRS-AC 会議・議長代理を務めることとなった。

### ・IFRS-AC に係る主要論点・過去 4 か月の活動報告

前回の IFRS-AC (2013 年 10 月) からの持越しの論点であった、

- ① トラスティーと IFRS-AC の連携
- ② リース・プロジェクトに対する IFRS-AC からのインプット

を、今回の会議で取り上げることが了承された。「トラスティーと IFRS-AC」の連携は、2013 年に亘って実施された IFRS-AC による自己評価の結果、改善の余地ありとされた論点である。

### ・IASB 活動報告・トラスティー活動報告【議題 1、2】

Hans Hoogervorst IASB 議長、IASB スタッフより、IFRS の開発動向等作業状況・計画 (work plan) に関するアップデートがなされた。特に、金融商品プロジェクトでは米国とのコンバージェンスがほぼ達成困難になったこと、リース・プロジェクトでも、フル・コ

ンバージェンスが達成できない可能性があること、保険プロジェクトにおいても、FASBはIASBとの新基準開発を断念し、現行米国基準について所要の改善を図り対応する方針となったことなどが報告された。

Michel Prada トラスティー議長からは、世界歴訪に関するコメントの中で、我が国におけるIFRSの任意適用拡大努力を積極的に評価するコメントがなされた。

### ・国際公会計基準審議会（IPSASB）ガバナンス・レビュー【議題3】

国際公会計基準(International Public Sector Accounting Standards, IPSAS)は、公的セクターに係る国際的な会計基準で、IPSASBがその設定主体となっている。しかし、IPSASBは国際会計士連盟(International Federation of Accountants, IFAC)という私的組織の傘下にあるために、そのガバナンスに対する疑念が生じている。2014年1月、IMF、OECD、世界銀行からなるIPSASBガバナンス・レビュー・グループより、IPSASBのガバナンス改善の一つのオプションとして、IFRS財団(IASBに対するガバナンス組織)およびモニタリング・ボード(IFRS財団に対するガバナンス組織)が、IPSASBのガバナンス主体となることが提案されている。本セッションは、それに対するIFRS-ACのインプットを求めるものであった。IPSASBのガバナンス強化についての必要性は、IFRS-AC委員間でも共有された。IFRS財団やモニタリング・ボードがその任に当たることについては、IFRS財団の本来の優先順位、財源、財団トラスティーやモニタリング・ボードの委員構成などに望ましくない影響が出る恐れがあるため、強い懸念を表明する委員が圧倒的多数であった。また、IFRS財団の活動に対して、従来以上に政治的な圧力がかかる可能性も指摘された。

本セッションでの日本からの参加者の意見として、村岡委員より、以下の3点につき指摘があった。

- ① IPSASBのガバナンスも行なうことで、IFRS財団の本来の任務であるIASBのガバナンスが疎かにならないのか懸念される。IFRS財団にIPSASBの活動を監視するのに必要な財源、人的リソースがあるのか。
- ② IPSAS導入国が同時にIFRSを導入するか否かをチェックすることが必要である。
- ③ グローバル・レベルで民間セクターと公的セクターの会計基準設定主体のガバナンス組織を統合しても、各国レベルでのガバナンス組織と整合的とならないのではないのか。例えば、日本では民間セクターの会計基準設定主体はASBJで金融庁の監督下にあるが、公的会計は総務省の管轄下であり、責任官庁が異なっている。

また竹中オブザーバーより、モニタリング・ボードにおいて非公式にIPSASBのガバナンスについて議論しているものの結論は出ていないこと、また組織に係わることなので十分

な時間を取って議論すべきことが殆どの MB メンバーのコンセンサスであること報告された。

#### ・リース・プロジェクト【議題4】

リース・プロジェクトはほぼ最終段階にあるが、リース契約に伴い生じる資産・負債を借り手のバランスシートに認識させる、というリース・プロジェクトの基本目標については、圧倒的多数の IFRS-AC 委員より支持された。現在問題になっているのは、借り手のモデルで、IASB と FASB は三つのアプローチ<sup>1</sup>を検討している。IFRS-AC は、どのアプローチを採用すべきかを論じるテクニカルな場ではないために、IASB がどのような方針で基準開発を行うかに絞って議論が行われた。

IASB はリース基準について、会計基準としての高品質の追求と導入コストのどちらを重視すべきか、米国基準とのコンバージェンスについてどう考えるかという視点等から議論が行われた。

筆者は、全てのリース資産・負債がオンバランスになるということで十分な高品質が達成されるので、高品質な基準の追求対コストという視点以上に、米国とのコンバージェンスという視点も比較可能性という面で重要ではないか、という意見を述べた。

また村岡委員は、世界の多くの作成者がリース資産・負債のオンバランスに強く反対しているのは、リース資産・負債のオンバランス化による企業活動への悪影響への懸念をしているからであると指摘した。さらに作成者との更なるフィールド・ワークが必要であり、現在提案されている限られた選択肢の中から拙速にリース基準を最終基準化するべきではない、との見解を示した。

しかし作成者の導入コストよりも、会計基準としての質を高める方向でリース基準開発作業をできるだけ早期に完了すべきであり、その結果、米国とのコンバージェンスが犠牲になるのもやむを得ないという意見が圧倒的多数であった。リース基準開発担当の Engdstroem 理事からは、どの選択肢に対しても厳しい反対が予想される中で、リース・プロジェクトに対する IFRS-AC からの強い支持への謝意が表明された。

---

<sup>1</sup> アプローチ①は、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースとも、リース費用・金利を認識するというもので、シングルモデルである。アプローチ②は、リース費用・金利を認識するモデルをデフォルトとするものの、小売りのテナント契約など不動産賃貸契約類似のオペレーティング・リースについては、リース費用のみ認識という、デュアル・モデルになっている。アプローチ③は、ファイナンス・リースはリース費用と金利、オペリースはリース費用のみという IAS17 の従来モデルを継承するものとなっている。

## ・企業報告の将来像【議題 5】

二日間の IFRS-AC で最も多くの時間が割かれたのが「統合報告(Integrated Reporting, IR)」と「電子報告(Digital Reporting, DR)」等企業報告における新しいトレンドに関するセッションであった。こうした新しいトレンドが、IASB 及び IFRS 財団の活動にどのような影響を与えるかについて検討するために、まず、全体会議で、IR、DR に関する IASB の取組みに関するスタッフからの説明を受けた後、分科会で議論し、再び諮問会議全員が集まって議論するというアプローチが取られた。

IR や DR が財務報告に大きな影響を与えうるとするのは、IFRS-AC 委員の共通認識である一方、これらは“moving target”であり、今後の展開や財務報告への最終的な影響を予想することが困難であるという意見が大勢であった。

IASB は、IR の基準設定主体である「国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council, IIRC)」<sup>2</sup>との覚書(Memorandum of Understanding, MoU)を通じてすでに IR 基準の開発動向に十分関与している。このため IASB は財務報告基準の開発に専念し、統合報告基準の開発主体となるべきではない、ということが IFRS-AC 会議の結論であった。将来的には、統合報告が財務報告の脅威になり得ると懸念する声も相当数あり、IR の動向を十分モニタリングしていく必要性も確認された。

今後、財務データへの需要の一層の高まりが予想されることから、財務報告においても IT、すなわち DR の重要性が増すことが予想される。IASB は IFRS について XBRL(eXtended Business Reporting Language)のタクソノミ<sup>3</sup>開発を進めているが、こうした IASB の取組みに対しても IFRS-AC 会議では支持が表明された。特に IR、DR の双方において IASB が貢献しうる分野として、IR への IT 技術の応用が指摘された。

また、IR、DR 以外では、Non-GAAP/Non-IFRS 計数の報告、マネジメント・コメントリーに関するより包括的ガイダンスなどが、将来のリサーチ・プロジェクトの対象候補として挙げられた。

## ・IFRS 教育イニシャチブ - 5 カ年計画のアップデート【議題 6】

IFRS 教育イニシャチブは、世界各国において IFRS のフレームワークに基づいて財務諸表を作成し、監査し、利用できる人材を育成するプログラムである。IASB スタッフは 6 人という小さなチームで、効率的に IFRS を普及させるために、世界各国でインストラクター育

<sup>2</sup> 統合報告に関する基準設定主体で、2010 年設立。2013 年 12 月に「国際統合報告フレームワーク」を公表している。「同フレームワーク」は <http://www.theiirc.org/international-ir-framework/> で取得可能。

<sup>3</sup> 勘定科目の属性毎に、階層づけた体系のこと。XBRL では勘定科目の階層に加えてルールや規約を含めたものをタクソノミと呼んでいる。

成のためのプログラムを実施するなど、IASB の具体的な取組が紹介された。

#### ・投資家アウトリーチ戦略【議題 7】

IASB のデュープロセス上の課題は、IFRS 開発プロセスに対する投資家の更なる参加を促すことである。今回の IFRS-AC では、IASB の投資家アウトリーチ戦略の目的やプロセスの妥当性が議論された。議論百出の状態であったが、多くの IFRS-AC 委員から IASB スタッフをサポートするとの申し入れがなされた。

### 3. IFRS-AC 会議に初参加して

最後に IFRS-AC に初参加しての感想めいたものを記しておきたい。なお以下は、あくまで筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の見解を代表するものではない。

#### ・米国とのコンバージェンス

IASB や IFRS 財団に、US-GAAP とのコンバージェンス疲れというか、徒労感が漂っているように感じられた。IFRS 第 9 号、リース、保険とコンバージェンスの努力を続けながらも、Last Minute になって米国の手の平返しにあってからである。FASB の提案を丸呑みすれば、コンバージェンスは可能であると思われるものの、しかし IASB が FASB に対して譲歩していることに対して欧州からは批判の声が強まっている。

上に報告したように、筆者から、「すでにオペレーティング・リースがオンバランスになる方向であるので、高品質になったと考えている。高品質な基準の追求対コストという評価軸に加えて、高品質な基準の追求対コンバージェンスという評価軸もあるのではないかと指摘した。さらに「借手のモデルを巡って、コンバージェンスが進まないのはユーザーとしては残念である。リースについては、アメリカに譲る代わりに、減損モデルでは米国に歩み寄りを求めるということではできないのか。その際説得すべきは、FASB ではなくて、米国の規制当局であるが、それは IASB の仕事ではない。G20 なり金融安定理事会から、a single set of high quality global standard を目指して、IASB と一致協力するように米国を説得してもらうべきではないか」という意見を述べた。

それに対して、Hans Hoogervorst 議長より、自分は FASB のメンバーであり自分にできることはあらゆることをやったがダメだったというコメントがあった。また今回 Huetten 氏と共同で IFRS-AC 議長を務めた Charles Macek 氏（オーストラリア）より、オーストラリアは、今年の G20 議長国となっているが、G20 に重要なことを決める力はないと思って

いる。加盟国が合意できるいくつかの論点に絞って実質的な議論を進める考えである、という発言があった。

それに対して、Michel Prada IFRS 財団 Trustee 議長より、G20 に実質的な力がないとは言え、a single set of high quality global standard という目標を G20 のアジェンダとして乗せ続けることの重要性が強調された。こうした発言を引き出すことができたのは良かったと考えている。しかし、IASB が米国に対して宥和的でありすぎるということについて、欧州からの批判が強まっており、IASB としても単純に米国とのコンバージェンスを追求できなくなっていると感じた。

#### ・日本の任意適用拡大、エンドースメントについて

上に報告したように、日本の任意適用拡大については、IFRS-AC では Prada IFRS-AC Trustee 議長より短いながらも、直接的な言及がありポジティブなものであった。ただし、これは、あくまで日本における任意適用拡大努力に限った評価であり、Prada 議長や Hoogervorst 議長が日本版「エンドースメントされた IFRS」について言及する場合には、「IFRS に似た日本基準」という言い方をしていた。これは「削除・修正」を容認してしまうと、上記のような背景を考えると、欧州でも同じ手法を採用する圧力が高まりかねないという懸念もあるからであろう。一方、アメリカとのダイバージェンスが進みつつあるという中では、何とか任意適用拡大を進めようという日本の努力を否定して遠ざけることも得策ではない、という政治的な判断も働いているのではないかと感じた。

以上